



八重瀬町景観計画策定業務（基礎編）報告書

平成23年3月
八重瀬町

八重瀬町景観計画策定業務(基礎編)報告書
平成23年3月
八重瀬町

八重瀬町景観計画策定業務（基礎編）報告書

目次 -

序章 はじめに	1
1 景観とは	1
2 本調査の目的	1
第1章 上位・関連計画の整理	2
1 八重瀬町景観計画の位置付け	2
2 国・県の法令・計画等	3
3 町の上位・関連計画	6
第2章 八重瀬町の概要	10
1 位置	10
2 地勢及び水系	11
3 土地利用	13
4 人口・世帯	16
5 産業	19
6 歴史・文化資源	23
第3章 八重瀬町の景観特性	26
1 自然的景観	26
(1) 大きなスケール（地形的特徴）で捉える景観	
(2) 眺望景観	
(3) 稜線（山並み）景観	
(4) 河川景観	
(5) 海岸・海浜景観	
(6) 農地景観	
2 集落・市街地景観	32
(1) 集落景観	
(2) 市街地景観	
(3) 歴史・文化的景観	
(4) 道路景観	
(5) 漁港景観	
3 八重瀬町景観特性図	39

第4章 景観資源・景観阻害要素調査 **4 1**

- 1 大きなスケールの中の眺望景観評価 42
- 2 まち歩きから見える地域の景観資源評価 49
- 3 道路景観及び交差点景観評価 63

第5章 景観に対する住民意向等の把握 **7 5**

- 1 八重瀬町景観資源発掘ボランティア会議活動（住民が対象） . . . 76
- 2 景観計画策定に関するアンケート調査（住民が対象） 85
- 3 まちづくり関係団体ヒアリング調査（住民及び事業者が対象） . . 90
- 4 庁内関係課ヒアリング調査（町職員が対象） 94
- 5 上位・関連計画策定時のアンケート調査及びワークショップ
からの景観に関する意見の整理 . . . 98
- 6 景観計画に盛り込むべき項目の抽出・整理 105

第6章 景観農業振興地域整備計画の検討における留意点 **1 0 9**

第7章 景観計画策定に向けた課題 **1 1 1**

参考資料

- 八重瀬町景観資源発掘ボランティア会議 資料 - 1
- 八重瀬町景観写真展の概要 資料 - 5
- 八重瀬町景観写真展の展示写真一覧 資料 - 6
- アンケート票（八重瀬町景観写真展で実施） 資料 - 12
- 新聞に掲載された本業務に関する記事 資料 - 13

序章 はじめに

1 景観とは

景観とは、眺められるものの対象としての「景」と、それらを眺める主体であるひとの心としての「観」から構成される。「対象としてのものから発信される視覚的情報等が、主体としてのひとの心に与える影響」を意味している。

景観は、自然が織り成す地形、長い年月を脈々と息づく樹林地や河川等の自然が形づくる景色、農地や港等の地域の産業が作り出すその土地の景色や風景、人々の生活・活動の場となる道路や建築物といった人工物等、あらゆる要素が相互に関係し合うことによって生み出されるものである。

また、景観は、視線の位置や高さ、四季や時間帯によって変化に富んだ表情を持っている。

さらに、景観は、視覚以外で捉えた音や香り、味覚からくるイメージ等、様々な要素から構成され、人々の日常の暮らしに根ざしている。そういう意味から景観は、その地域の歴史や文化、民俗等、地域の表情を意味している。

2 本調査の目的

景観法は、平成 16 年に公布され平成 17 年度より施行されている。同法の中で、地方公共団体の責務は、景観法に規定している基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施することとされている。

八重瀬町は、平成 18 年 1 月 1 日に旧東風平町（那覇広域都市計画区域内）と旧具志頭村（都市計画区域外）の合併により誕生し、町としての一体的なまちづくりを目指して、これまで様々な施策に取り組んできた。

町政の最上位計画である総合計画においては、基本目標「自然と共生した、安全・安心なまち」を支える基本施策として「市街地及び集落整備」があり、その中の具体的な施策の 1 つとして「秩序ある景観の形成」が設定されている。市街地としての顔と穏やかな集落空間が共に魅力ある地域として、生活環境と自然環境の調和がとれた安全・安心なまちづくりを目指すため、景観行政としての取り組みを推進する必要がある。

また、各地域に息づく豊かな自然、歴史・文化資源等、本町が持つ「らしさ」を活かした魅力ある良好な景観形成に取り組むため、景観法に基づく景観行政団体へ移行し、景観計画の策定を進める必要がある。

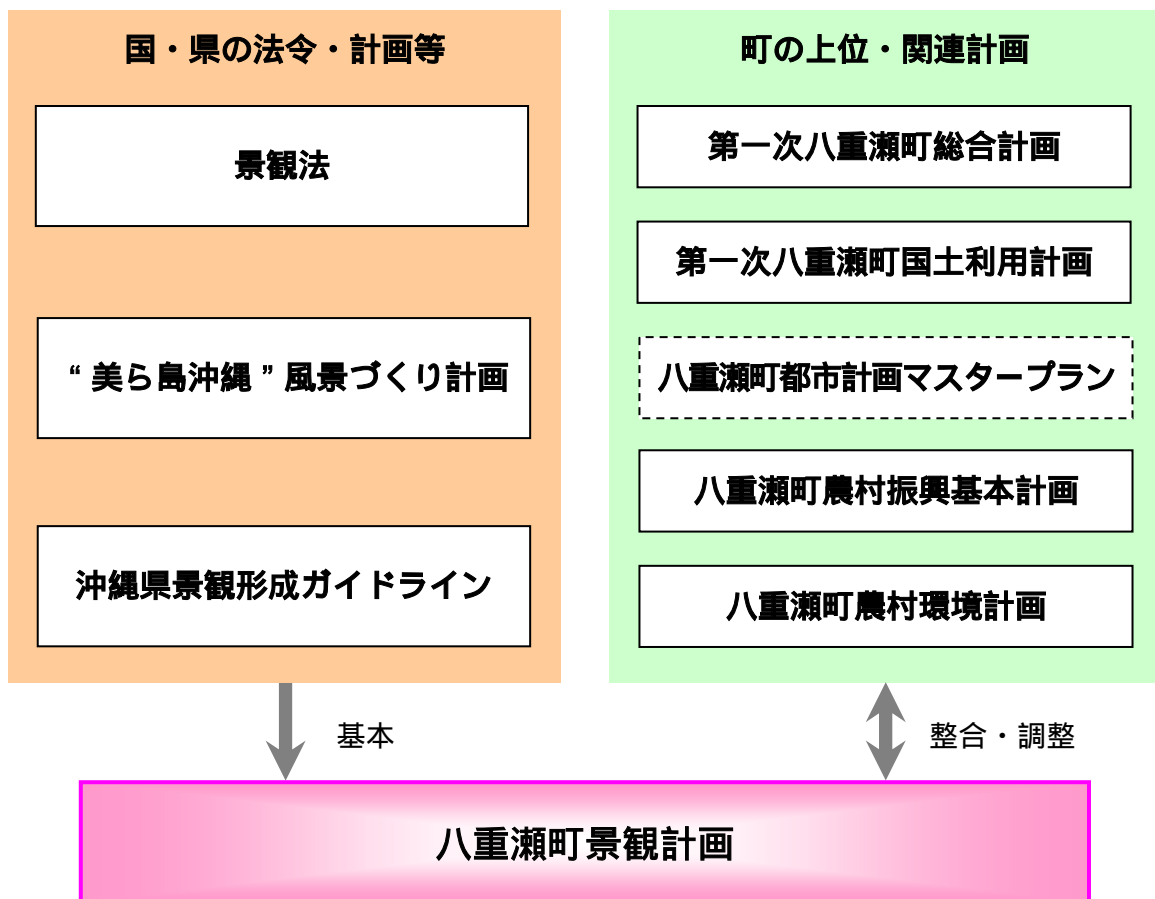
そこで、景観法に基づく景観計画を策定するため、本町の景観の現状や景観資源の把握・分析を行い、景観計画の基礎的な資料や課題等を整理することを目的に、本調査を実施するものとする。

第1章 上位・関連計画の整理

1 八重瀬町景観計画の位置付け

八重瀬町景観計画は、景観形成の観点からみた町の長期的・総合的な計画として位置付けられる。今後、八重瀬町景観計画の根拠となる法律は「景観法」で、参考及び活用すべき計画等には、「“美ら島沖縄”風景づくり計画」や「沖縄県景観形成ガイドライン」があり、これらの法令・計画等を基本としながら景観計画を策定する。

また、「第一次八重瀬町総合計画」、「八重瀬町国土利用計画」、「八重瀬町都市計画マスタープラン（策定中）」、「八重瀬町農村振興基本計画」等の町の上位・関連計画と整合・調整を図る必要がある。



2 国・県の法令・計画等

(1) 景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しい風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組み等を定めるなど、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として制定された。

【基本理念】

良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること。

良好な景観は、地域の個性及び特色を伸ばすよう多様な形成が図られること。

良好な景観は、地域の活性化に資するよう住民、事業者、行政の協働により進めること。

景観の形成は、良好な景観を保全するだけでなく新たに良好な景観を創出することを含む。

【責務】

住民：良好な景観の形成に積極的な役割を果たせるように努める。

事業者：土地利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努める。

地方公共団体：良好な景観の形成の促進に関し、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し実施する。

国：良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し実施する。

啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深める。

【行為の規制と支援の仕組み】

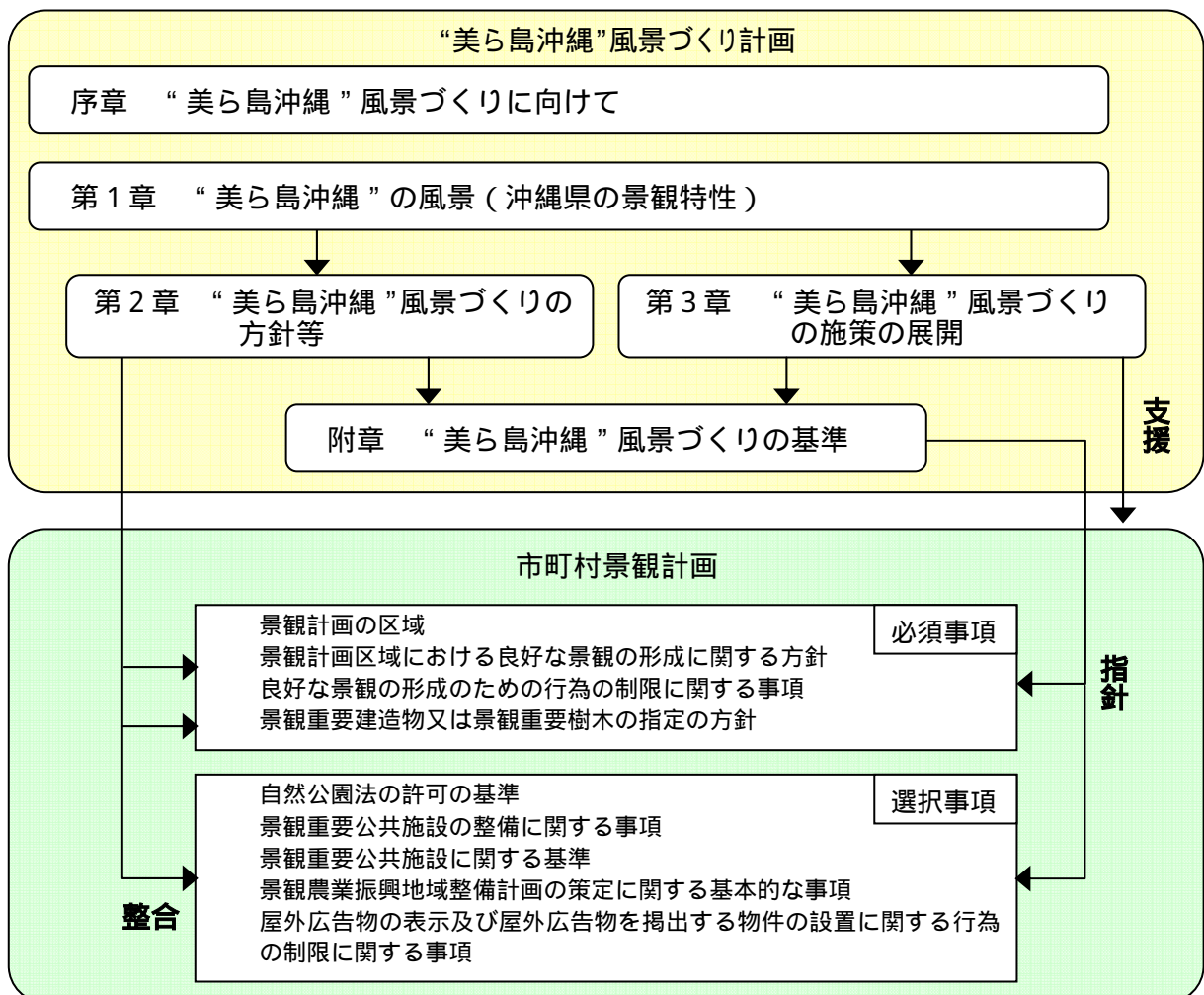


(2) “美ら島沖縄” 風景づくり計画

【基本構想】

- 1) 風景づくりの基本理念
 - 沖縄らしさを持つ景観形成
 - 生活の質を高める景観形成
 - 県民一人一人がつくっていく景観形成
- 2) 風景づくりの基本目標
 - 亜熱帯の光と風、水、緑を感じさせる景観形成
 - 重層的歴史文化を感じさせる景観形成
 - 島の個性と美しさを感じさせる景観形成
 - 心のゆとりを感じさせる景観形成
- 3) 風景づくりの基本的方向
 - 優れた景観の保全と新たな景観の創造のための施策の推進
 - 地域の主体性を行かした景観形成の推進
 - 人づくりと県民等の自発的な景観形成の取組の推進
 - 高齢者、障害者等への配慮
 - 長期的観点に立った総合的・計画的な景観形成施策の推進

【“美ら島沖縄” 風景づくり計画の構成と市町村景観計画との関係】



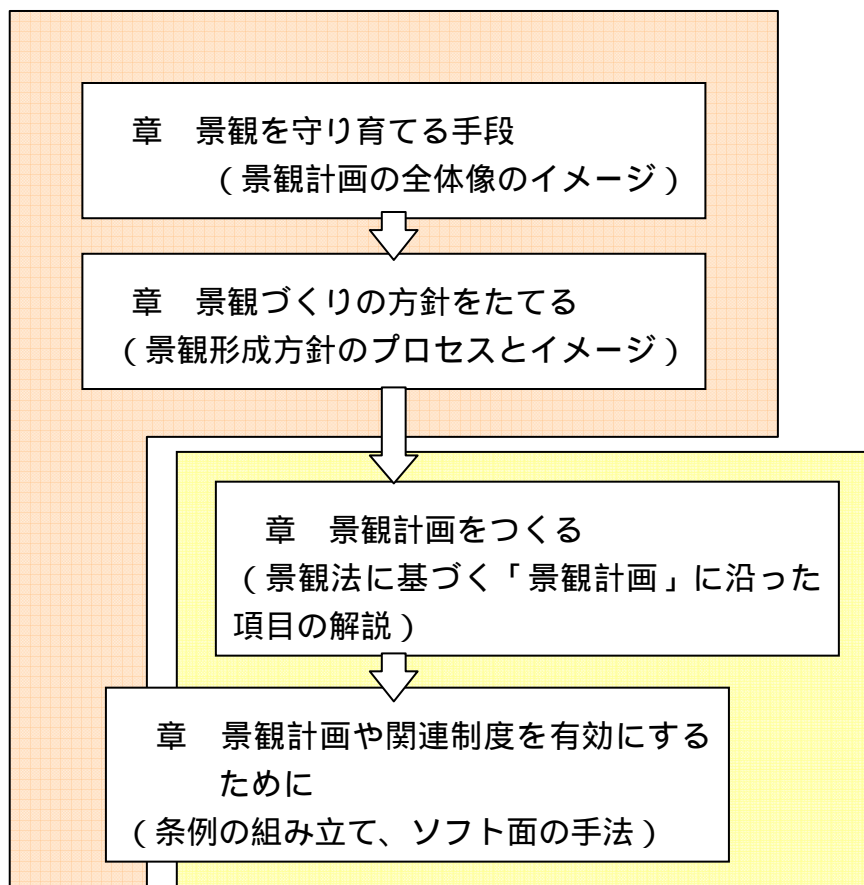
(3) 沖縄県景観形成ガイドライン

【背景と目的】

沖縄県では景観法の成立や県民の関心の高まりを受け、景観行政の再構築に取り組んでおり、平成20年度に県の景観施策の体系として「美ら島沖縄」風景づくり計画」をまとめた。

景観計画は地域の状況に応じて柔軟に設計できるのが特徴であり、地域に密着した市町村が主体となって作成するものであることから、景観行政団体へ移行する市町村への技術的な支援として、法制度を活用しながら沖縄ならではの特色を生かした計画を作成するための手引き書として景観形成ガイドラインを作成した。

【ガイドラインの構成】



3 町の上位・関連計画

(1) 第一次八重瀬町総合計画【基本構想】

【計画期間】平成 21 年度～30 年度

【まちの将来像】大地の活力とうまんちゅの魂が創り出す自然共生の清らまち

- 【基本目標】
- 1 活気とうるおいのある豊かなまち
 - 2 自然と共生した、安全・安心なまち
 - 3 結いの心で支えあう健康・福祉のまち
 - 4 いのちを育む教育文化のまち
 - 5 共に考え行動する協働のまち
 - 6 財政基盤の安定した自立的なまち

【将来人口】平成 30 年度：30,000 人

【施策の方針】

- ・市街地及び集落整備を進めるに当たっては、秩序ある景観の形成に努める。
- ・地域緑化、文化資源等の活用など、地域の魅力を活かし、育む、住宅・生活環境の整備に努める。また、町民が求める住宅・生活環境づくりを推進するため、町民主体の協定づくりなどの活動を推進する。
- ・貴重な自然資源である森林、地下水、湧き水、河川、海域などの水質の保全や生態系の保全・育成を図る。また、生物の生息・生育空間の保全とあわせて、環境教育を推進するなど、自然環境に配慮したまちづくりを推進する。
- ・町民の誇りとなっている「世名城・当銘のガジュマル」「具志頭のフクギ並木」など、樹木を保全していくとともに、緑陰を増やすなど、緑を育むまちづくりを推進する。
- ・本町が育ててきた伝統文化を次の世代へ大切に保存伝承するとともに、貴重な足跡である歴史遺産や文化財の保存・活用に努める。

【土地利用の基本方向】

- ・森林、河川、海岸域などは潤いや安らぎを与える貴重な自然環境であるとともに、歴史的・文化的資源も包含するなど貴重な環境要素となっており、その保全に努める。
- ・住民生活に身近な屋敷林なども潤いある環境形成に寄与しており、これらの保全・育成に努める。
- ・農地は作物を生産する基盤であると同時に、本町の田園風景を形成する自然的環境要素となっており、農業の振興のみならず、多様な体験・交流の場として幅広い活用を図る。
- ・墓地については、景観上の面からも集約化など適正な対応を図る。
- ・八重瀬岳や具志頭城址一帯の丘陵地及び具志頭海岸域は、貴重な自然が残り、優れた景観を有し、歴史的な遺跡が数多く存在する。また、一帯は沖縄戦跡国定公園として指定され、レクリエーションゾーンとして活用されている。今後もその保全に努め、既存施設等と連担したレクリエーションゾーンの形成と観光に資する土地利用を図る。

(2) 第一次八重瀬町総合計画【前期基本計画】

【計画期間】平成 21 年度～25 年度

【施策の展開】

- ・自然と共生した都市景観や道路のバリアフリー化、緑地の整備など広域的なまちづくりの観点をもって、本町のまちづくりの拠点となる市街地づくりを推進する。
- ・先代から受け継がれてきた優れた集落環境を保全し、基盤整備と併せて地域緑化や文化資源等の活用など、地域コミュニティの育成と一体となって、住民の自主的な協働による集落を安全で安心して暮らせる快適な生活環境整備の取り組みを支援する。
- ・市街地及び集落においては、秩序ある景観の形成に努めるとともに、都市軸の整備、交通体系のネットワークの確立、オープンスペースの確保等、生活環境や利便性の向上に資するまちづくりを推進する。また、景観形成団体への加入を推進する。
- ・地域の景観や歴史・文化的資源を活かした個性ある道づくりを進める。
- ・国道 507 号の電柱無柱化を促進する。
- ・まちづくりの一環として、協定づくりなどを推進し、街並の景観づくりや保全・活用、自然景観と調和したまちづくりに努める。
- ・町民や行政等が一体となって自然景観の保全や史跡・文化財、沿道、公共施設などの景観美化・保全意識の高揚に努めるなど、地域の個性を活かした美しいまちづくりを推進する。また、風致地区や景観地区などについての検討を行う。
- ・町の代表的樹木である「世名城・当銘のガジュマル」「具志頭のフクギ並木」などの樹木を保全していくとともに、緑陰を増やすなど、緑を育むまちづくりを推進する。
- ・町内に点在する戦争遺跡の保全や整備
- ・まちづくりへの歴史的資源の積極的な活用を図り、本町の歴史や文化についての理解を深める。また、貴重な足跡である歴史資産や文化財の調査や修復、保存環境の整備を図るなど後世への継承に努める。

(3) 第一次八重瀬町国土利用計画

【基本方針】

良好な田園・自然景観や歴史的・文化的景観の保全等、本町の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成に努める。また、新市街地においても良好な景観形成に努める。

農業的土地利用は、身近な自然的環境要素として重要な農業環境の保全・育成のため、優良農地の保全・整備とその高度利用に努める。また、耕作放棄地については適切な利用を図る。

田園環境と都市環境の調和に配慮する中で、地域経済活動の円滑化と住民生活の安全性・快適性・利便性の確保に努める。

土地利用の転換は、土地利用に関わる各種計画との整合を図り、適正且つ計画的な規制・誘導を図る。循環と共生を重視した循環型社会の構築に資する町土地利用を図る。

土地区画整理事業により新たに形成されつつある市街地においては、本町の中心として、住民の生活利便性の向上に資する土地利用を図り、計画的な市街化を促進する。

【市街地地域】

- ・生活環境の形成及び利便性の向上に資するまちづくりを進め、田園環境と調和した魅力と活気あふれる市街地の形成に努める。
- ・土地区画整理事業により創出される新たな市街地は、地区計画などにより良好な居住環境を形成するなど、八重瀬町のまちづくりの拠点となる市街地づくりを推進する。
- ・ベッドタウン的に開発行為が行われてきた住宅団地一帯は、良好な居住環境創出に向けた秩序ある住宅地の形成に努める。
- ・国道（507号）沿道を中心とした地区は、計画的な土地利用の誘導及び本町の北の玄関口にふさわしい商業・業務空間の創出など魅力ある市街地の整備を推進する。

【田園地域】

- ・田園地域内の農用地においては農業生産基盤整備等による農地の生産力の向上や遊休農地の解消を図り、優良農地の保全・整備に努め、集落地域においては、田園環境との調和や先人から受け継がれてきた集落環境の保全に努める。併せて、地区計画等の導入や町民主体の協定づくりなどにより、地域緑化や文化資源等の活用などを促進し、生活環境の質的な向上を図る。
- ・景観法の活用等により良好な田園・自然景観の積極的な保全・活用を図るものとする。

【自然・レクリエーション地域】

- ・緑豊かな丘陵地、熱帯性石灰岩台地、河川、海岸域などは、憩いや安らぎを創出する他、治水・防災等の多様な機能を有し、生物の生息・生育空間であり、歴史的・文化的資源を包含するなど、八重瀬町にとって貴重な環境要素であることから、無秩序な開発を抑制し、積極的にその保全・活用を図る。
- ・特に八重瀬岳一帯、具志頭城址一帯の丘陵地、沖縄戦跡国定公園の雄大な海蝕岸一帯の海岸域及び河川は、八重瀬町の自然的・歴史的財産であるとともに、優れた景観資源であることから、自然環境の保全に十分配慮した上で、既存施設等と連担したレクリエーションゾーンの形成を図るなど、環境学習や憩いの空間づくりを進める。

(4) 八重瀬町農村振興基本計画

【計画期間】平成19年度から概ね10年間

【地域資源の分布・景観】

本町を代表する景観としては、太平洋を眺望できる八重瀬岳の景観、松尾原に広がる広大な農地の景観、ギーザパンタに代表される具志頭城跡付近の海岸景観、伝統的な碁盤目状の集落形態を残している安里集落の景観などが、町民の誇りとして挙げられている。

【地域の将来姿】大地の恵み・人の和で自然と調和した活力を創る共生・協働のまち

【農村振興のテーマ】1 自然と調和した生活環境づくり

2 地域特性を活かした農水産業の生産力の向上

3 町民主体の多様な交流の場づくり

【計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策】

- ・斜面緑地の保全・再生整備
- ・既存緑地を保全する各種制度等の活用
- ・地域住民による沿道緑化活動の促進
- ・地域住民による集落美化活動の促進
- ・景観づくりを含めた地力増進対策の促進
- ・地域案内板（各種サイン）の整備拡充
- ・歴史・文化資源を活かした集落環境整備
- ・地域文化の継承・復興・創造

(5) 八重瀬町農村環境計画

【将来の望ましい姿】大地の恵みと人の和で、自然と文化が調和した 清らまち

【環境保全対策のあり方】

- ・河川や湧水など身近な水辺空間の再生
- ・既存緑地を保全する各種制度等の活用

都市緑地法に基づき、既存緑地を保全する制度としては、特別緑地保全地区制度、緑地保全地域制度、地区計画等緑地保全条例等があるほか、景観法による保全を行う手法もある。

- ・緑地や河川等の保全や復元等によるビオトープネットワークの創出

斜面緑地の保全・再生整備

地形や見る人の視覚効果を考慮して、緑化を主体とした整備を行い周辺の景観との調和を図る。

- ・伝統的な農村景観の保全と創造
- ・耕作放棄地等の利活用による景観の形成
- ・歴史文化に関する資源及び施設の把握と保全・活用
- ・伝統文化の後継者育成と交流の場の創出
- ・地域特性を活かした安全で快適な道路環境の整備
- ・計画段階からの住民参加